

京都市上下水道局告示第29号

下水道法第4条第1項の規定に基づき、京都市公共下水道事業の事業計画を変更すること及び京都市北部地域特定環境保全公共下水道事業の事業計画を定めることについて、事業計画の案を作成しましたので、同法施行令第3条の規定に基づき、次のとおり告示し、当該案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成20年1月25日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

1 事業計画の名称

京都市公共下水道事業計画（京都市北部地域特定環境保全公共下水道事業を含みます。）

2 変更に係る予定処理区域

京都市左京区大原小出石町、大原古知平町、大原勝林院町、大原来迎院町、大原大長瀬町、大原草生町、大原野村町、大原上野町、大原戸寺町、大原井出町、八瀬花尻町、八瀬秋元町、静市静原町、静市野中町、鞍馬本町、鞍馬二ノ瀬町、鞍馬貴船町、大原尾越町、右京区梅ヶ畑川西町、梅ヶ畑梅尾町、梅ヶ畑谷山、梅ヶ畑槇尾町、梅ヶ畑引地町、梅ヶ畑殿畑町、梅ヶ畑中嶋町、梅ヶ畑笹江辺町、梅ヶ畑御所ノ口町、梅ヶ畑西ノ畑町、梅ヶ畑高雄町、梅ヶ畑御経坂町、梅ヶ畑檜社町地内

3 工事の予定年月日

昭和5年8月11日から平成28年3月31日まで

4 変更に係る事項

- (1) 処理区域及び排水区域の変更
- (2) 主要な管渠の変更
- (3) 処理施設の変更
- (4) 主要な貯留施設の変更

5 縦覧場所

〒601-8004

京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局下水道部計画課

6 縦覧期間

平成20年1月25日から平成20年2月8日まで（土曜日及び日曜日を除きます。）

7 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時を除きます。）

8 意見書の提出

当該事業計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び同案について意見をできるだけ具体的に記載した文書を上記6の縦覧期間満了の日までに、上記5の場所に提出してください。

(上下水道局下水道部計画課)